

## 第115号議案

### 島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例

島根県立青少年社会教育施設条例（平成3年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

#### 目次

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
- 第2章 使用（第4条 - 第11条）
- 第3章 指定管理者（第12条 - 第20条）
- 第4章 開所時間等（第21条・第22条）
- 第5章 雑則（第23条・第24条）
- 第6章 罰則（第25条）

#### 附則

##### 第1章 総則

第6条を削る。

第5条中「同条第2項」を「同条第3項」に改め、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったとき。

第5条を第6条とする。

第4条第1項中「青少年社会教育施設の施設及び設備」を「施設等」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、施設等の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。

(3) 青少年社会教育施設の施設又は設備を損壊するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理に支障があると認められるとき、又は使用の目的が青少年社会教育施設の設置目的に反すると認められるとき。

第4条を第5条とし、同条の前に次の章名及び1条を加える。

## 第2章 使用

(利用者)

第4条 青少年社会教育施設の施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用できる者は、研修計画を有する者又は青少年社会教育施設が主催する研修事業に参加する者とする。

第10条の見出しを削り、同条を第25条とし、同条の前に次の章名を付する。

## 第6章 罰則

第9条を第24条とし、同条の前に次の章名及び1条を加える。

## 第5章 雑則

(損害賠償)

第23条 施設等を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により青少年社会教育施設の施設若しくは設備又は資料を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

第2章中第8条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、施設等の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の原状回復義務)

第11条 使用者は、施設等の使用を終了したとき(第6条の規定により使用の許可を取り消されたときを含む。)は、速やかに、当該施設等を原状に復し、又

は搬入した物件を撤去しなければならない。

第2章の次に次の2章を加える。

### 第3章 指定管理者

(指定管理者による管理)

第12条 島根県立青少年の家(以下「青少年の家」という。)の管理は、法人その他の団体であって、委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 青少年の家の施設及び設備の使用料の徴収に関する業務
- (2) 青少年の家の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 青少年の家の施設及び設備を利用する者への食事の提供に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年の家の管理に関する事務のうち、委員会が必要があると認める業務

(指定管理者の指定の申請等)

第14条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第12条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、委員会が定める期日までに委員会に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第15条 委員会は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、青少年の家の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、青少年の家の施設及び設備の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであ

ること。

- (3) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第16条 指定管理者は、教育委員会規則で定める日までに、青少年の家の管理の業務に関し、教育委員会規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第17条 委員会は、青少年の家の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第18条 委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者が青少年の家の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における青少年の家の管理は、必要に応じて委員会が行うものとする。この場合において、第21条第2項において指定管理者の権限とされているものについては、委員会の権限とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、委員会はその賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第13条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

( 指定管理者の原状回復義務 )

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第18条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、その管理をしなくなった青少年の家の施設及び設備を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

第4章 開所時間等

( 開所時間 )

第21条 青少年社会教育施設の開所時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、青少年の家の長の承認を受けて、青少年の家の開所時間を変更することができる。

3 島根県立少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の長は、必要があると認めるときは、少年自然の家の開所時間を変更することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、使用者は、開所時間以外の時間にあっても使用することができる。

( 休所日 )

第22条 青少年社会教育施設の休所日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日及び同法第3条第2項に規定する休日

(3) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、青少年の家は、7月1日から9月30日までは、休所しない。

3 前2項の規定にかかわらず、青少年の家の長は、青少年の家の長が必要があると認める場合又は指定管理者から申出があった場合に指定管理者と協議の上、休所日を変更することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、少年自然の家の長は、必要があると認めるときは、休所日を変更することができる。

5 第3項又は前項の規定により休所日を変更したときは、当該青少年社会教育施設の長は、あらかじめ当該青少年社会教育施設の掲示場に公示する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(使用料の納付)

第7条 使用者は、別表に定める使用料(1人当たりの額で使用する場合には、次に掲げる者を除いて計算した額の使用料をいう。以下同じ。)を納付しなければならない。

(1) 高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びに未就学児

(2) 高等学校の生徒に準ずると委員会が認める者

2 使用料の納付方法は、教育委員会規則で定める。

別表中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に改め、別表1の表中

「

使用者(高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びに未就学児を除く。)	県内者
	県外者

を

」

「

県内者
県外者

に改め、同表の備考を次のよ

」

うに改める。

備考 「県内者」とは、島根県の区域内に住所を有する者その他これに準ずると委員会が認める者をいい、「県外者」とは、県内者以外の者をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の島根県立青少年社会教育施設条例第15条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。